

令和 5 年 3 月
水 道 局

工事請負契約標準約款の一部改正について

東京都水道局の契約で使用する工事請負契約標準約款について、以下のとおり一部を改正することとしましたので、お知らせします。

1 改正の概要

- (1) 災害復旧工事中における損害発生時の受注者負担軽減について
災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の2次災害（不可抗力）による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1%の受注者負担を求めないこととする。
- (2) その他所要の改正を行います。

2 施行日

令和5年4月1日以降に公告等を行う案件から適用する。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
電話（03）5320-6402